

支払方法について

1 納入通知書による支払

「写しの作成に要する費用」（複写等料金）は、県からお送りする「納入通知書」によりお支払いいただき、「写しの送付に要する費用」（郵送料金）分の切手を貼付した返信用封筒をお送りください。

「納入通知書」は、決定通知書と併せてお送りしますので、納入通知書裏面に記載の金融機関窓口にて御提出いただき、お支払いください。

宮崎銀行、宮崎太陽銀行、みずほ銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、肥後銀行、大分銀行、鹿児島銀行、南日本銀行、九州労働金庫及び熊本県信用組合

○ 下記の金融機関の本店・支店等で宮崎県内に所在するもの
信用金庫、信用組合、信用農業協同組合連合会、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会

その際、窓口から渡される領収証又はその写しを決定通知書記載の送付先（県民情報センター又は各出先機関）までお送りください。領収証原本をお送りいただいた場合は、確認後、公文書の写しをお送りするときにお返しいたします（領収証の写しをお送りいただいた場合は、お返ししませんので、御了承願います。）。

※ 県外在住の方で納入通知書による支払いを希望される場合は、公文書開示請求書（保有個人情報開示請求書）に「納入通知書希望」と明記してください。

2 現金書留又は郵便為替を希望する場合

「写しの作成に要する費用」（複写等料金）分の現金書留又は郵便為替（切手不可）及び「写しの送付に要する費用」（郵送料金）分の郵便切手を貼付した返信用封筒をお送りください。

おつりが出ないように御用意願います。

① 現金書留にかかる料金

- ・ 基本料金＋４８０円（損害要償額１万円まで）
※ さらに５千円ごとに＋１１円

② 普通為替にかかる料金

- ・ ５万円未満 ５５０円
- ・ ５万円以上 ７７０円

③ 定額小為替にかかる料金

- ・ 定額小為替１枚につき２００円（全金種共通）
※ 定額小為替証書は以下の１２種類です。
５０円、１００円、１５０円、２００円、２５０円、３００円、３５０円、４００円、
４５０円、５００円、７５０円、１，０００円
- ・ 支払い参考例

【例１】普通郵便による送付を希望する場合

複写料金１０円、郵便料金１１０円 合計１２０円

⇒ 定額小為替１００円を１枚＋２０円分の郵便切手を貼付した返信用封筒

【例２】簡易書留による送付を希望する場合

複写料金２８０円、郵便料金１８０円、手数料３５０円 合計８１０円

⇒ 定額小為替７５０円を１枚＋６０円分の郵便切手を貼付した返信用封筒

※ 郵便料金は令和６年１０月１日以降の金額です。